下関港（新港地区）沖合人工島整備事業建設工事（係留施設築造工事関連）のお知らせ

次のとおり、下関港（新港地区）で係留施設工事を実施しますので、人工島岸壁の利用ならびに付近を航行または停泊する船舶は作業に十分注意するとともに、作業にご協力をお願いします。

国土交通省　九州地方整備局　下関港湾事務所
TEL 083−266−3292　FAX 083−261−6445

● 作業概要（係留施設築造工事）

1．作業期間

期　間	平成29年4月上旬～平成30年2月下旬までの間
時　間	日の出から日没までの間

注1）原則として土曜、日曜、祭日は作業は実施しません。
注2）事業の期間に変更があった場合は、その都度お知らせ致します。

2．作業の場所　（図−2参照）

係留施設工事の場所……　に示す場所

3．作業概要

3−1　基礎工　（図−3参照）

1）　ガット船にて汚濁防止枠内に雑石を投入し、潜水士船等により雑石の均しを行います。

3−2　本体工　（図−4参照）

1）　ケーソンを起重機船により運搬し、基礎捨石上にケーソンの据付を行います。
なお、ケーソンは、起重機船により西山地区から関門航路内を通航し施工箇所まで運搬されます。　（図−1参照）

2）　ケーソン据付後、ガット船により中詰材を投入します。

3−3　裏込工　（図−3参照）

1）　潜水士船により据付後のケーソン背面に防砂目地板を取り付けます。

2）　ガット船にて雑石を投入し、潜水士船等により雑石の均しを行います。

3−4　上部工、付属工　（図−5参照）

1）　起重機船等によりケーソン上に型枠等を設置し、ケーソン上部にコンクリート打設を行います。

2）　起重機船等により供用中施設の一部も含めて防舷材と係船柱の撤去・設置を行います。

4．安全対策

1）　作業に従事する関係船舶には、事業標識旗を掲げます。　（図−6参照）

2）　潜水作業中は、海上衝突予防法の規定による国際信号旗（A旗板）を掲げ、潜水作業中であることを明示します。　（図−3参照）

3）　各作業船は、海上衝突予防法の規定による灯火又は形象物を掲げます。　（図−7参照）
また、アンカーを明示するブイを設置します。

4）　海上作業中は、警戒の標識（緑、黄、緑の吹き流し）を掲げた警戒船（国際VHF搭載）を配備します。　（図−8参照）

5）　西山地区よりケーソン運搬を運搬するときは、作業船団の前後に各1隻ずつ警戒船を配備します。

5．情報の提供

作業に関する情報は下記で取り扱っています。
九州地方整備局　下関港湾事務所　　TEL 083-266-3292　FAX 083-261-6445

●通航船、錨泊船へのお願い

作業期間中、付近の航行または停泊する船舶は、作業に十分注意するとともに、作業にご協力をお願いします。

●本お知らせ

本お知らせは、国土交通省九州地方整備局下関港湾事務所のホームページに掲載しています。
ホームページアドレス　http://www.pa.qsr.mlit.go.jp/shimonoseki/

図−1　下関港（新港地区）沖合人工島整備事業建設工事概略位置図

図−2　下関港（新港地区）沖合人工島整備事業建設工事詳細位置図

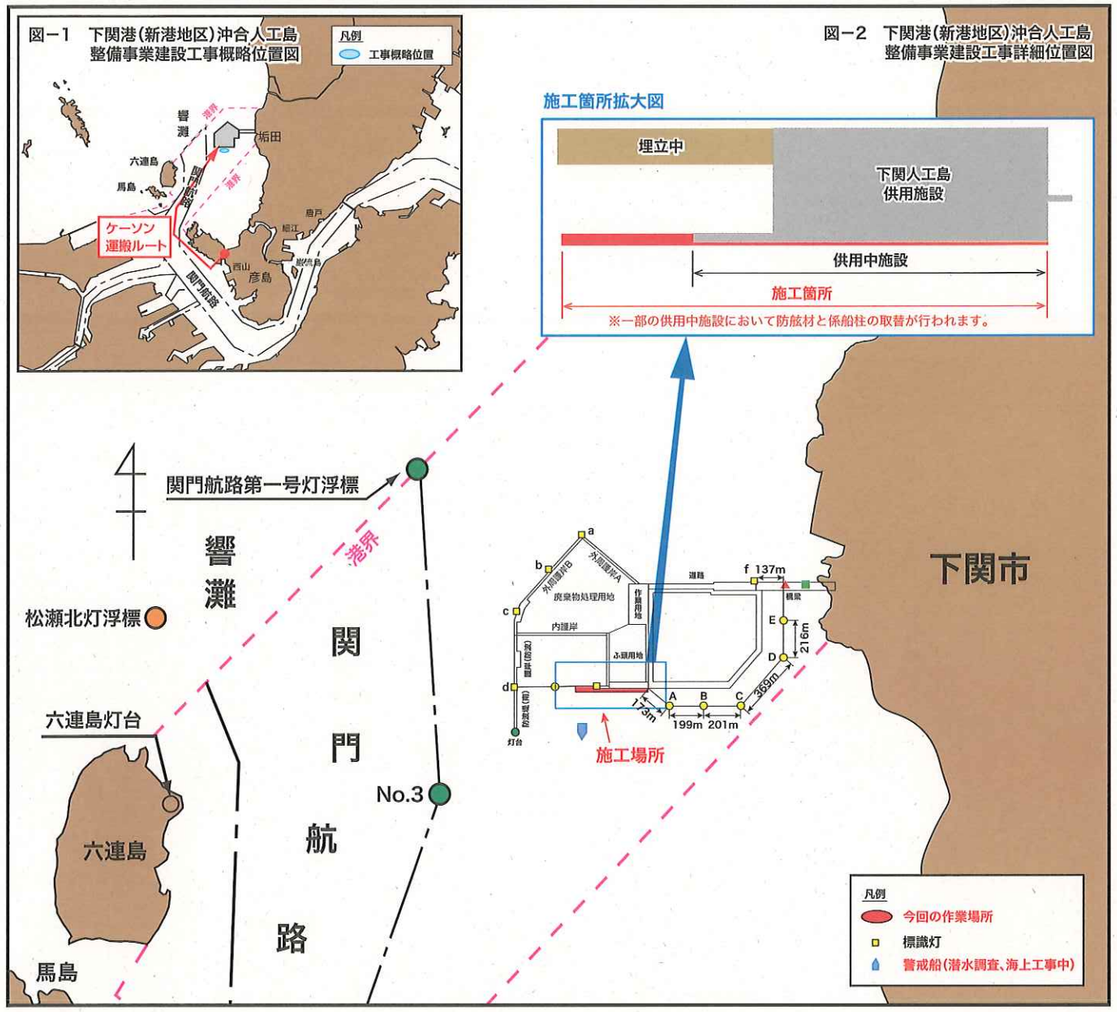

図−3　基礎工・裏込工施工図

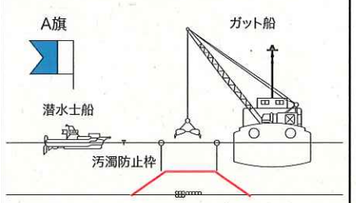

図−4　本体工施工図（ケーソン運搬～ケーソン据付）

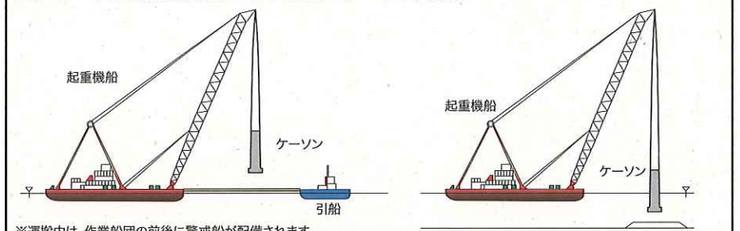

※運搬中は、作業船団の前後に警戒船が配備されます。

図−5　上部工・付属工施工図

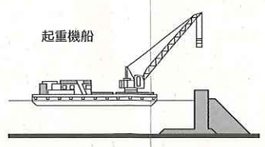

図−6　事業標識旗

図−7　各作業船の形象物

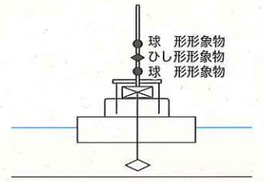
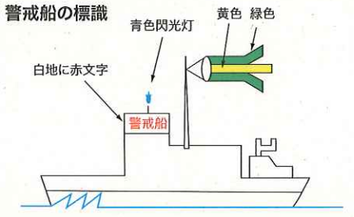
図−8　警戒船